

『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号）施行日H29.4.1 最終更新 令和元年5/24公布,改正

(1) 児童等は、いじめを行ってはならない。（第4条:いじめの禁止）

(2) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
（第13条:学校いじめ防止方針）

(3) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員・心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
（第22条:学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

(4) 重大事態への対処
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（「生命心身財産重大事態」という）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「不登校重大事態」という）

（第28条:学校の設置者又はその設置する学校による対処）

1 「いじめ」の定義について （『いじめ防止対策推進法』第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 チャンギ小学校の「いじめ防止基本方針」について

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童に関係する問題であるという認識に立つ。そこで、チャンギ小学校の児童が安心して学校生活を送れるように、チャンギ校の全教職員で児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組んでいく。

教職員と児童・児童間の信頼関係を土台として、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めていく。

そして、こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりしてどのような改善を行うか、どのような取組を行うかを定期的に検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

3 いじめ防止等のための組織について

	定例会議	緊急時会議		
会議	生徒指導夕会（各月末職 タ後） 3 部会（生徒指導部）	ケース会議		全体会議
内容	いじめ防止	いじめ解消	重大事案発生 時、又は発生 の恐れがある 場合の緊急対 応	重大事案発生時、又は 発生の恐れがある場合 の緊急対応
複数の教職員	○	○	○	○（全職員）
心理、福祉等に関 する専門的な知識 を有する者	×	×	○	○
その他の関係者	×	〈必要に応じ て〉 ○	〈必要に応じ て〉 ○	×

○「複数の教職員」とは、5 役（校長、教頭、教務主任、校務主任、特別支援教育コーディネーター）
生徒指導主任、該当学年主任、担任、関係職員）

○「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」とは、スクールカウンセラー（坂牧円春）

○「その他の関係者」とは、PTA役員、該当児童保護者 等

（１）定例会議 【いじめ防止対策の推進、情報収集】

- ・各月末職タ後の「生徒指導夕会」の開催
- ・いじめ等の情報収集を行い、記録し、共有化を図る。
- ・特別の配慮や支援を要する児童やいじめ等の情報収集を行い、記録し、共有化を図る。
- ・いじめ防止の対策を検討し、実行、検証、修正を行う。

（２）ケース会議 【いじめ解消対策の推進】

- ・必要なとき、随時開催する。
- ・いじめの事実関係の正確な把握と情報の共有、関係機関との連携を図る。
- ・いじめ解消策を策定し、推進する。

（３）【重大事態発生時に対する対応】

- | | | |
|--|---|---|
| <p>〈ケース会議〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に招集し開催する。 ・いじめの事実関係の正確な把握と緊急対応を策定する。 ・関係機関との連携を図る。 ・マスコミ対応の検討 |  | <p>〈全体会議〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議後、緊急に招集し開催する。 ・いじめの情報の迅速な共有、緊急対応を周知し、分担する。 ・関係機関との連携の周知 ・マスコミ対応の共有 |
|--|---|---|

4 いじめ防止等のための対策について

(1) 「いじめ防止」のための措置

① いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題に触れ「いじめはしない、させない、絶対に許されない」ことを学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、1人1人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや学級・学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む。

学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取る事ができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感・自己肯定感を高められるよう努力する。

(2) 「いじめ早期発見」のための措置

① 定期的な（年2回）の児童へのアンケート調査（チャンギ校「教育相談アンケート」）や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

② 休み時間等で児童の様子に目を配ったり、日記等の活用などで、交友関係や悩みを把握する。

③ 個人面談等の機会を活用して、いじめに関する情報についてチャンギ校の教職員全体で共有し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

④ 児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。保健室、相談室からの情報や教職員の「報告・連絡・相談」体制を徹底していく。

(3) 「いじめに対する措置」

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は1人で抱え込まず、迅速に学年主任、生徒指導主任、教頭、校長に報告・連絡・相談を行う。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って、関係機関に相談・報告するとともに、担任は、被害・加害児童の保護者に誠意をもって連絡を取り、組織として対応を図る。

② いじめられた児童又は保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。また、児童の個人情報の取扱い等プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

いじめの事実を把握した時は、その日のうちに迅速に謝罪の気持ちをもって保護者に連絡する。また、家庭訪問や面談等を通して、いじめをなくし徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部の関係者の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、その後も友人関係の聴き取りやアンケート等を実施し、必要な情報を適切に提供する。

③ いじめた児童への指導又は、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、「いじめはしない・させない・許さない」対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることもある。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ・ いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める措置を講じる。

また、チャング校において、情報モラル教育を進めるとともに保護者にも理解を求めていく。

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めていく。加害児童が明らかな場合は、その保護者に対して、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明する。そして、再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての指導を行う。必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得るように努める。

5 重大事態への対処について

〈重大事態の発生と調査〉

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(「生命心身財産重大事態」という)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(「不登校重大事態」という)
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(1) 重大事態の意味について

- ① 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合などのケース
- ② 第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査に当たる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合は、シンガポール日本人学校事務局長、並びに、学校運営理事会に、事態発生について報告する。
- ② いじめに対する措置については、「いじめ防止等の対策のための組織」を通して、「いじめ防止等の対策について」に沿って、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立し組織的に対応する。
- ③ 報道機関への対応については、シンガポール日本人学校事務局長からの指導・支援に基づき、慎重に行う。窓口一本化などの対応方針について教職員全員の共通理解を図り、適切に対応する。
- ④ 重大事態が発生した場合に、学校全体の児童や保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。学校では児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めていく。

(3) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)

(説明時の注意点)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言(当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。)
※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応(一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。)
- 三井住友海上の保険給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。

【法的根拠】

- ◎ 「いじめ防止対策推進法」 平成25年法律第71号、 施行日：平成29年4月1日
最終更新：令和元年5月24日公布(令和元年法律第11号)改正
- ◎ 「いじめの防止等のための基本的な方針」 平成25年10月11日 文部大臣決定
(最終改定：平成29年3月14日)
- ◎ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 平成29年3月 文部科学省